

1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

「労働者健康状況調査」（平成19年）（厚生労働省）によると、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者が約6割に上っている。また、「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」（平成22年度）（厚生労働省）を見ると、精神障害等に係る労災認定件数が増加傾向にある。このように、労働者のメンタルヘルス対策が重要な課題となっている中で、平成17年に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等が改正され、衛生委員会等の調査審議事項として「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が追加された。

平成18年には、労働安全衛生法に基づく指針として、事業者がメンタルヘルスケアに取り組む際の原則的な実施方法を示した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）を新たに策定した。

平成21年3月には、職場におけるメンタルヘルス対策を一層推進するため、「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」（平成21年3月26日付け基発第0326002号）を都道府県労働局長あてに通達し、労働局・労働基準監督署が、関係行政機関等と連携するとともに、各種支援事業の活用を図りつつ、事業場に対する指導、業界団体等の自主的活動を促進する等メンタルヘルス対策の強化を行っている。

平成21年10月には、厚生労働省のWebサイトに、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対してメンタルヘルスに関

する様々な情報を提供している。

平成19年には、労働者の自殺予防に必要な知識を分かりやすくまとめた「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）を改訂し、うつ病の症状や早期発見のための方法、産業医や専門医へ紹介する時期、方法等の内容の充実を図った。これらの指針やマニュアルについては、「こころの耳」やパンフレットの配布等により周知している。

また、事業者の取組を支援するため、全国47都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、総合的な相談対応、個別事業場への訪問支援、関係機関とのネットワークの形成等、メンタルヘルス不調の予防から、早期発見と適切な対応、職場復帰支援に至るまで、メンタルヘルス対策の総合的な支援を実施している。

なお、過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働が行われているおそれがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、健康診断、医師による面接指導等の実施状況について確認するとともに、必要な指導を行っている。産業医の選任義務のない50人未満の労働者を使用する事業場に対する支援としては、全国に設置した地域産業保健センターにおいて、労働者等を対象としたメンタルヘルスに係る相談や長時間労働者に対する面接指導を実施している。

さらに、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の強化を図るため、労働者に対して医師又は保健師によるストレス症状の確認を行い、高ストレスとされた者で労働者から申出があった場合には医師による面接指導を実施し、その結果、必要がある場合には労働時間の短縮等の就業上の措置を行うことを事業者

に義務づける「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を平成23年12月に国会に提出している。そのほか、各都道府県に設置している地域障害者職業センターにおいてうつ病等による休職者の職場復帰支援（リワーク支援）を実施している。休職者本人、事業主、主治医の3者の合意のもと、生活リズムの立直し、体調の自己管理・ストレス対処等適応力の向上、職場の受入体制の整備に関する助言等を行い、うつ病等による休職者の円滑な

職場復帰を支援している。

また、非正規労働者に対しては、非正規労働者総合支援センター、同コーナー及び主要なハローワークにおいて、臨床心理士、弁護士等による相談を実施している。

さらに、47都道府県と全国362の地域（2次医療圏）に設置されている「地域・職域連携推進協議会」において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施している。

2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センターや保健所における心の健康相談機能を向上させるとともに、自殺対策連絡協議会等を通じて、精神保健福祉センター等の地域保健分野の機関と、産業保健分野、教育機関、医療機関、地方自治体、民間団体が連携し、地域における心の健康づくりを推進することが重要である。

21年度以降は、地域自殺対策緊急強化基金により、都道府県及び市区町村において、関係機関が連携して自殺対策に取り組むためのネットワークの構築、研修の実施による相談員等ゲートキーパーになり得る人材の養成、電話相談や対面相談事業の実施による相談体制の強化、講演会の開催やパンフレットの配布、睡眠キャンペーンの実施等による普及・啓発、住民に対するメンタルヘルスチェックの実施による心の健康に関する意識の向上及び心の不調の早期発見の推進、調査・分析の実施による各地域の状況の把握と効果的な対策の検討等により、総合的な心の健康づくり対策に取り組んでいる。

自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺総合対策企画研修」等で、自治体、精神保

健福祉センター、保健所等の相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進を強化している。さらに、関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。

また、都市公園は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、様々な余暇活動の場や、身近な自然とのふれあいの場として、心身の健康を育む機能を有している。このため、国土交通省では、高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備を計画的に進めることとしている。

さらに、農林水産省では、農村における高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮に資する施設整備を行う等、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進することとしている。

3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

(1) 学校における健康相談等の充実

メンタルヘルスなど多様化、深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するため

には、学校内の組織体制が充実していることが基本となる。

このため、文部科学省では、全ての教職員

が子どもの心身の健康について相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるよう支援するための教職員向け指導参考資料を作成し、学校全体で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図っている。

また、養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を担うべき存在であることから、文部科学省では、養護教諭を対象とした各種研修会等を開催し資質の向上に努めるとともに、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備等を積極的に進めているところである。

(2) スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実について

現代社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑多様になっており、様々な問題は、親と教員だけで解決できないことも多い。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対して、教員という教育の専門家のほか、スクールカウンセラーのような臨床心理の専門家を活用して臨むケースが増えており、学校における相談体制において、今やスクールカウンセラーは不可欠の存在になりつつある。

また、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所等の関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な方法を用いて問題を抱える児童生徒を支援するために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置する学校、教育委

員会が増えている。

文部科学省では、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、平成22年1月から「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を開催し、22年7月に「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を取りまとめ、文部科学省及び関係省庁、民間団体などが連携し、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくりなどの取組を推進している。

文部科学省では、今後もこうした取組を継続し、教育相談体制の充実に努めることとしている。

(3) 学校における労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要である。このため、文部科学省では、公立学校等における労働安全衛生管理体制の状況について調査を行うとともに、担当者会議や通知の発出等を通じて、学校における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備を促しているところである。また、平成23年度においては、教育委員会や学校管理職等を対象とした啓発資料を作成・配布したところであり、引き続き、体制の整備が進められるよう取り組むこととしている。